



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

所管課(室)名

○長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新行政推進室

規 則

長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第35号の2

長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年長崎県規則第57号の14）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
県民生活環境部関係	1 特例条例第2条の表県民生活環境部関係2の項に規定する長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	1 特例条例第2条の表県民生活部関係2の項に規定する長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
	2 特例条例第2条の表県民生活環境部関係10の項に規定するクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの		2 特例条例第2条の表県民生活部関係10の項に規定するクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
	3 特例条例第2条の表県民生活環境部関係12の項に規定する製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの		3 特例条例第2条の表県民生活部関係12の項に規定する製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
農林部	1 特例条例第2条の表農林部関係1の2の項に規定する卸売市場法（昭和46年法令第221号）施行規則（昭和46年農林省令第52号）	農林部	1 特例条例第2条の表農林部関係1の2の項に規定する長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県規則第83号）の規定により知事に提

関 係	律第35号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	及び長崎県卸売市場法施行細則(令和2年長崎県規則第24号)の規定により知事に提出することとされる書類の受理及び送付に関すること。	出することとされる書類の受理及び送付に関すること。
	2～4 略		
略			

発行者
長崎県
尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所

附 則
この規則は、公布の日から施行する。